

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和5年9月

静岡県藤枝市

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

第1.	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	藤枝市の概要	1
	(1) 位置、気象条件、農地の条件	
	(2) 農業生産	
	(3) 土地利用計画	
2	藤枝市の農業構造	2
	(1) 過去からの変遷	
	(2) 他産業との関連	
	(3) 将来予測	
3	藤枝市における今後の農業の基本的な方向	2
	(1) 農業振興の基本的な考え方	
	(2) 解決すべき基本的な課題	
4	農業経営の目標	4
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	
5	農業経営基盤強化のための方策	5
	(1) 連携及び指導の体制	
	(2) 効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等が 利用する農用地の面的集積についての方法	
	(3) 先進的な経営体の方向	
	(4) 先進的な経営体と周辺農家の位置と扱い	
	(5) 認定農業者制度の活用方法	
第2.	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3.	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	18
第4.	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	19
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	19
2	市が主体的に行う取組	20
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	20
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集 ・相互提供	21
第5.	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用 地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	21
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	21

	(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する面的集積についての目標	
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	2 1
	(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	
	(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	
第6.	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	2 2
1	地域計画推進事業に関する事項	2 2
	(1) 農業者等による協議の場の設置の方法	
	(2) 地域計画の区域の基準	
	(3) その他地域計画推進事業に関する事項	
2	利用権設定等促進事業に関する事項	2 3
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
	(2) 利用権の設定等の内容	
	(3) 開発を伴う場合の措置	
	(4) 農用地利用集積計画の作成時期	
	(5) 要請及び申出	
	(6) 農用地利用集積計画の作成	
	(7) 農用地利用集積計画の内容	
	(8) 同意	
	(9) 公告	
	(10) 公告の効果	
	(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	
	(12) 農業委員会への報告	
	(13) 紛争の処理	
	(14) 農用地利用集積計画の取消し等	
3	農地中間管理事業の実施を促進する事項	2 8
4	基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進	2 8
5	農用地利用改善事業の実施を促進する事項	2 8
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	
	(2) 区域の基準	
	(3) 農用地利用改善事業の内容	
	(4) 農用地利用規程の内容	
	(5) 農用地利用規程の認定	
	(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
	(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	
	(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	
6	委託を受けて行う農作業の実施を促進する事項	3 0
	(1) 農作業の受委託の促進	
	(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	
7	農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事項	3 1
8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	3 1

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
- (3) 関係機関等の役割分担

9	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	3 1
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
	(2) 推進体制等	

第7.	その他	3 2
-----	-----	-----

別紙1		3 3
-----	--	-----

別紙2		3 4
-----	--	-----

# 第1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 藤枝市の概要

### (1) 位置、気象条件、農地の条件

本市は静岡県のおぼ中央に広がる志太平野の東部に位置し、静岡市から西へ20km地点にある。市域の広がりには東西16km、南北22km、面積は194.06km<sup>2</sup>を有している。

気候は温暖であり、気温は年平均17℃前後で2月でも平均気温は5℃前後としのぎやすい。年間降水量は2,000mm前後で6月から8月に降水量が多く、1月前後は降水量が少ない。降雪は北部山間地に稀に見られる程度であり、年間を通して日照時間も比較的多く、作物の生育に適している地域である。

地形は南北に長い菱形で、北から山間・丘陵・平坦の三地域に区分でき、瀬戸川と朝比奈川が縦断している。北部を中心とした山間部は赤石山系の南陵に連なり、主峰高根山(標高871m)を中心に急峻な山々が肩を並べ、その大部分は森林であり、南東の高草山(標高501m)に向けて山あいには茶園が開けている。これに続く丘陵地は標高300m前後の山が広がり、傾斜地の山腹に階段状の畑が造成され、ミカン・茶・たけのこ等が栽培されている。また、南部を中心とした平野部は、肥沃ないわゆる志太平野で形成され、水稲の作付けを中心に、イチゴ・トマトなどの施設野菜及びバラ・キクなどの施設花きの生産が行われている。

### (2) 農業生産

農業産出額は、令和3年に421千万円(国の統計に基づく推計)で、茶、米、ミカン、野菜、花き、畜産など、それぞれの地域の特色を生かした多様な農業が展開されている。

中でも茶、ミカンは本市の農業の特産品として広くその名を高めてきたが、茶については、生産地が北部の山間地域に偏っていることや生産者の高齢化など地形的要因と農業構造上の課題を抱え、また、近年のリーフ茶の消費の減少が茶全体の価格を低迷させ慢性化させる要因となり生産者の規模拡大を困難にしている。こうした背景から、茶農家が冬場の水田を利用したレタス栽培や野菜、花きの施設栽培に取り組むなど、茶を主体とした複合経営への移行が進んでいる。ミカンは、生産者の高齢化等により栽培面積が減少し、需要が供給を上回る状況となっているが、消費者ニーズに合致した高品質な果実の生産により、近年の価格は堅調に推移している。

### (3) 土地利用計画

土地は貴重な資源であり、市民生活や生産活動を形成するうえでの共通の基盤でもある。土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、長期的な展望と広域的な見地から本市の基本理念である「“幸せになるまち” 藤枝づくり ～まち・自然・文化と共生未来へ飛躍～」の実現のため、第6次総合計画土地利用構想に示す土地利用の基本方針に基づき、総合的にかつ計画的に土地利用を行うものとする。

農用地においては、生産性の高い農業と地域ごとに特色のある農業を展開するために、藤枝市農業振興地域整備計画等の推進により、農用地の集団性を高め、農用地区域を中心とした優良農用地の確保、保全に努める。また、農業生産基盤の整備を促進するほか、農用地流動化や農作業受委託の促進により、営農の集団化や担い手の経営規模の拡大を進め、農用地の効率的かつ有効的な利用を推進する。

また、農用地は農産物の生産活動の場としての機能だけではなく、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能が発揮されている。近年、豊かな自然、やすらぎ、美しい景観等の地域固有の魅力が人々に認識され、そうした空間を保全する関心が高まっており、農用地の持つ多様な機能に配慮した土地利用を展開する必要がある。

## 2 藤枝市の農業構造

### (1) 過去からの変遷

本市は政令指定都市である静岡市に近いことから、昭和30年代後半から大規模工場の進出、昭和40年代に始まった宅地開発によって著しく都市化が進み、農地以外の土地利用の需要が多かったことで農地は減少してきた。農家においては、農業以外の産業への就業の機会に恵まれていたこと、社会経済の急激な進展により農業外部からの労働力の需要が高かったこと、第1次産業と、第2次産業及び第3次産業との所得格差が大きかったことなどが要因となり兼業化にますます拍車が掛かった。このことによりとりわけ専業農家が著しく減少した。

近年では、兼業化した農家の次世代が農業を継承しないことによる兼業農家の減少及び土地持ち非農家の増加が顕著であり、農業生産の専門化が進む一方で農業従事者の総数は大幅に減少している。

### (2) 他産業との関連

茶では、農業協同組合、地域茶商と一体となった産地形成が行われており、また、有機農産物生産農家が流通組織と提携し、都市消費者への販売を行っている。

近年では、従来の市場主体の販売から卸会社また、食品小売会社や食品加工会社へ直接販売を行う契約栽培が増えつつある。

### (3) 将来予測

農業の担い手問題は年を経ることに深刻化している。令和2年における基幹的農業従事者の平均年齢は71.0歳と高齢化は顕著であり、担い手の育成・確保は緊急の課題である。同じく担い手の減少に比例して農地の遊休化や荒廃が急速に進行することが予想される。

農家は一般的に農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家や規模縮小農家から規模拡大をめざす農家への農地の流動化は顕著な進展を見ないままに推移してきたが、近年、水田においては兼業農家の高齢化や離農、流動化の掘り起こし活動の推進等により、徐々に農地の流動化が進みつつある。今後もこの傾向が更に進むと思われる。しかし、中山間地の茶園については地理的、地形的な制約があり流動化は非常に難しい問題である。基盤整備等や機械化など労働条件を改善する施策を展開することで解決への道を探ることになる。

また、地域の担い手である認定農業者の経営も、ますます企業的なものへと移り変わってきており、こうした農家を中心として地域の優良農地の集積を図っていく必要がある。

## 3 藤枝市における今後の農業の基本的な方向

### (1) 農業振興の基本的な考え方

#### 「農業・農村が持続的に発展するまち」の実現

今後、農業者の大幅な減少と高齢化が見込まれる状況の中、農業生産を維持していくため、農地の集積・集約化、スマート農業等の新技術の導入、農業法人の誘致、農業用施設やほ場の整備等、効率的に農業生産を行うための環境を整えることにより、担い手の経営規模拡大と収益性向上を実現し「農業の成長産業化」を図る。

更に、国内最大の消費地である首都圏に近いという地の利、東名高速道路・新東名高速道路等の充実した交通インフラ、温暖で多彩な作物の栽培が可能な環境といった本市の強みを活かして、新たに農業に取り組むことを希望するものの参入を促進していく。

また、中山間地域をはじめとした、農業が地域形成の基礎となっている農村地域の活性化を推進することにより、将来にわたり安定的に農業を展開する場の確保・強化を図っていく。

こうした取組により、農業者全体の経営の効率化・安定化を推進しながら、伝統や特色のある農産物の生産者、地域のきめ細かな食と農を担う農業者、企業的な経営体等、農業に携わる多様な主体の適切な調和を図り、魅力ある、持続可能な農業・農村を実現していく。

そのために本市では

- ① 農地利用の最適化を推進する  
効率的な営農環境を整えるとともに、農地のフル活用に向けた支援を行うことで、担い手の経営規模の拡大及び農業生産の増大並びに未利用農地・荒廃農地の発生防止を図る。
- ② 持続可能な経営体を育成・確保する  
既存の担い手の経営基盤強化を図るとともに、多様な人材や主体の農業参入を促進し、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造への転換を推進する。
- ③ 効率的で高収益な農業経営を促進する  
スマート農業の導入による農業生産活動の省力化・効率化や生産コストの縮減、6次産業化による農産物の高付加価値化、市内産農産物の消費拡大等、担い手の収益向上を図る取組を総合的に推進する。
- ④ 生産性の高い農業生産基盤をつくる  
農道、用排水路、ほ場等、農業生産基盤の整備と効率的な維持管理を推進し、担い手の作業効率の向上と農作業における安全確保を図る。
- ⑤ 地域の食・農とのつながりを深める  
農業・農村のもたらす様々な恵みを知る・体験することを通じて、市民がその価値や魅力について理解を深めることにより、地産地消による農業の活性化や地域の食文化の未来への継承を図る。
- ⑥ 美しく活力ある農村を創出する  
食・農の観光資源化や農村環境の保全を推進し、農村地域を本市ならではの魅力として磨き上げることで、都市部からの人の流れを呼び込み、農村地域の活性化を図る。  
また、環境に配慮した持続可能な有機農業を推進する。

の6つの方針を柱に、農地流動化による経営規模拡大や農作業の効率化、土地基盤整備による優良農地の確保などに努めるとともに、認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成及びビジネス経営体への発展を積極的に推進し、高品質で生産性の高い持続的な農業の確立をめざしていく。この場合、地域において農業を基幹的に担っていく経営のみならず、小規模兼業農家や高齢農家まで含めて、これらが適切な役割分担のもとに地域農業が持続される体制づくりをめざす。

- (2) 解決すべき基本的な課題  
このような考え方のもとに、次のような事項を重点的に推進し農業の振興を図る。
  - ① 山間地域の茶園については、国や県の補助制度を活用しながら生産基盤整備を進め、優良農地の確保や農地集積を図る。また、ほ場整備や新品種への改植をすることで品質向上を目指し、藤枝かおり・玉露・碾茶など消費者ニーズに応える個性あるお茶の高品質化と生産性を高め産地ブランドの確立を図る。更に、環境保全型農業を推進するため、減農薬、適期施肥等の環境に配慮した農業を推進する。
  - ② 丘陵部の柑橘園については、高品質ミカンの栽培を推進するため、優良品種への更新、新技術の普及を図るとともに、基盤整備や管理機械の導入・活用等により、低コスト、省力生産の推進を図る。
  - ③ 平坦部農地については、農地流動化や農作業受委託の共同化の促進と農地の有効活用を図るとともに、認定農業者・認定新規就農者や農業法人、農作業受委託組織に農地を集積させ、経営規模を拡大することで経営の安定を図る。また、高品質米の生産普及、転作田を活用した小麦・大豆などの地域振興作物や補完作物の積極的導入などの推進を図るとともに、施設花き、施設野菜については、一層の生産性の向上、高品質化をめざし、先端技術を応用した農業近代化施設の導入や新技術の普及を積極的に推進する。

- ④ 農用地の有効活用や担い手を育成するためには、農地の集積を図っていく必要があるが、個別相対での農地の利用権設定や作業受委託だけでは限界があることから、集落や地区を単位としたこれまでに実質化された人・農地プランを基に、一体的・計画的な農地集積・集約化を図る。農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地に区分し、農業上の利用を図る農地については農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者・認定新規就農者等への利用集積を図るなど、積極的に農地の有効活用に努める。それ以外の農地については、市民農園、体験農園、景観形成作物の作付けなどに活用していく。これらを実施するにあたり藤枝市地域農業再生協議会の構成団体が相互協力した支援体制を強化する。
- ⑤ 効率的かつ安定的な経営体の育成にあたっては、認定農業者・認定新規就農者等への支援制度の活用を促し、経営規模の拡大、資本装備の充実、自然災害や市場変動に備えたセーフティネットの利用促進、デジタルトランスフォーメーションを活用した経営の高度化等を積極的に図る。また、これらの経営体の熟度に応じて、法人化や雇用による労働力の確保を通じた持続的経営、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体への誘導を図っていく。
- ⑥ 藤枝市認定農業者協会等を支援し活動強化を図り、創造性豊かな次代の農業の担い手確保に努めるとともに、更なる経営規模の拡大をめざす者には法人化への誘導を行う。認定新規就農者の支援、育成については、本市、農業協同組合、農林事務所等が連携して取り組み、制度資金の活用を促していく。また、地域の農業との調和のもと、市外の農業法人や農外企業の参入を支援し、地域の新たな担い手として育成を図る。
- ⑦ 中山間地域においては、中山間地域活性化基本計画に基づき、活性化事業の推進や交流施設の活用などにより、都市と農村の交流、人と人の交流を促進することで地域の活性化を図るとともに、農業生産の向上と農村、集落の生活環境の充実をめざし農業集落排水事業を推進する。また、中山間地域等直接支払交付金事業を推進して、優良農地の保全を図る。
- ⑧ 自然などの豊かな地域資源と特性を生かし、農地の持つ多面的機能や農業への理解を深めるため、体験農園や観光農園、本市独自の取組である「ふじえだゼロから農業エントリー制度」の活用などによる都市と農村の交流を促進する。また、それらの施設と地域が連携した農業イベントや朝市などを推進することにより地域の活性化を図る。

#### 4 農業経営の目標

##### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を進め、経営熟度に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等の支援により、持続可能な農業経営体への発展を促すとともに、意欲的に経営発展に取り組む経営体へは、マーケットインの考え方に基づく販路拡大や法人化等の支援を通じて、ビジネス経営体への発展を支援する。

効率的かつ安定的な農業経営の具体的な指標は、本市及びその周辺市町に現に成立している優良な経営の事例を考慮して、農業経営の安定と発展をめざし農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

年間総労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間
----------------------------------

年間農業所得：1経営体当たり550万円程度

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就農者など新たに農業経営を営もうとする青年等について、農業経営開始から5年後の目標を明らかにし、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者への支援制度の活用など、相談から就農まで総合的に支援し、地域における新たな担い手となる青年等の確保・育成を図る。

また、就農希望者に対して、法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）に農業を担う者として位置づけ、農地については農業委員会や農地中間管理機構による調整、技術・経営面については農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて効率的かつ安定的な農業経営体へと育成し、将来的には持続可能な農業経営体へと誘導していく。

年間総労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間

年間農業所得：1経営体当たり300万円程度

## 5 農業経営基盤強化のための方策

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業関係団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力がある農業者が農業経営の発展をめざすにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の事業を総合的に実施する。

(1) 連携及び指導の体制

まず、本市及び農業協同組合、農業委員会、農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として藤枝市地域農業再生協議会を設置することにより、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行う。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって認定農業者制度やそれにもなう資金制度及び経営改善のポイントについて助言し、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、認定新規就農者については、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者への支援制度の活用を促す。その他、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導を本市、農業協同組合、農林事務所等の連携のもとに重点的に行う。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等が利用する農用地の面的集積についての方法

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員の個別訪問等による意向把握を行う。農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に担い手として位置づけ、地域計画を策定する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業

経営を営もうとする青年等など、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

また、藤枝市農地流動化奨励金・助成金等により農地の流動化及び集積化を助長する。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努めるとともに、農用地の集積を図る。

農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の推進を図る農地については、認定農業者・認定新規就農者、農業法人、農作業受委託組織等への利用集積を図るなど、積極的に農地の有効活用に努める。

### (3) 先進的な経営体の方向

本市の農業の体質を強化するためには、企業的な感覚をもって、意欲的な経営を行う認定農業者・認定新規就農者や農業法人、農作業受委託組織などの先進的な経営体を地域の担い手として育成し、それを活かす仕組みを作り上げることが重要である。すなわち、そのような企業的な農業経営体が主体となって、周辺農家とともに共存するシステムを作り出し、集落内での合意形成や土地利用調整等を通じて、地域の営農改善を進めるよう、本市及び関係機関からなる濃密な指導体制により指導・助言を行っていく。

### (4) 先進的な経営体と周辺農家の位置付けと扱い

高齢農家や兼業農家においては、地域農業、地域づくりの重要な担い手として位置づけ、能力に応じて生産組織の構成員や雇用労働力、経営体として確保し、生産の一翼を担うことができるように誘導する。

更に、女性の主導的な役割の増大に対応し、農業に関する知識や技術の習得を図り、産地づくりやむらづくりを進める人材を育成する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他自給的農家等にも諸政策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求め、前述のような先進的な経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう努める。

### (5) 認定農業者制度の活用方法

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、藤枝市地域農業再生協議会が主体となって、関係機関、関係体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

## 第2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶（共司）	〈作付面積等〉 茶＝440a	〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、小型乗用摘採機 ・せん枝機、深耕機、中耕機 ・肥料散布機、防霜ファン他 〈その他〉 ・独自の品種組合によるブランド化 ・品種の組合せによる摘採期の分散	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶（自園自製）	〈作付面積等〉 茶＝300a	〈資本装備〉 ・製茶機械（60K1.5ライン） ・製茶工場（453 m <sup>2</sup> ） ・可搬式摘採機、小型乗用摘採機 ・せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 〈その他〉 ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶（自園自製）＋買葉	〈作付面積等〉 茶＝200a 買葉＝350a  〈経営面積〉 550a	〈資本装備〉 ・製茶機械（60K1.5ライン） ・製茶工場（453 m <sup>2</sup> ） ・可搬式摘採機、小型乗用摘採機 ・せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 〈その他〉 ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・ほ場管理システムの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種組合せによる摘採期の分散、加工法の開発</li> </ul>		
茶 (自園自製自販)	<p>〈作付面積等〉 茶=230a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製茶機械 (60K1 ライン)</li> <li>・製茶工場 (453 m<sup>2</sup>)</li> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の品種組合せによるブランド化</li> <li>・加工、仕上げ方法の改善による高品質茶づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
てん茶	<p>〈作付面積等〉 茶=150a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・動力噴霧器 整枝・せん枝機</li> <li>・被覆資材 150a 分</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同製茶工場組合員</li> <li>・町内から買葉を実施 (稼動日数延長による経費削減)</li> <li>・茶師代金・配当金を収入とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場での製造労力雇用の確保</li> <li>・摘採は組合員共同で実施</li> <li>・農繁期を除く休日制の導入</li> </ul>
茶 (共同) + レタス	<p>〈作付面積等〉 茶=170a レタス=160a</p> <p>〈経営面積〉 330a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・トラクター及びアタッチメント一式 (50ps)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチャー、動力噴霧機</li> <li>・レタス支柱打ち込み機</li> <li>・レタス自動定植機</li> <li>・レタス自動包装機（400個/時）他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GAPの実践</li> </ul>	
茶（共同） ＋ エダマメ	<p>〈作付面積等〉 茶＝240a 枝豆＝150a</p> <p>〈経営面積〉 390a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・マルチャー、動力噴霧機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
茶（共同） ＋ レタス ＋ エダマメ	<p>〈作付面積等〉 茶＝170a レタス＝100a 枝豆＝100a</p> <p>〈経営面積〉 270a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・トラクター及びアタッチメント一式（50ps）</li> <li>・マルチャー、動力噴霧機</li> <li>・レタス支柱打ち込み機</li> <li>・レタス自動定植機</li> <li>・レタス自動包装機（400個/時）他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
茶（共同） ＋ 水稻	<p>〈作付面積等〉 茶＝300a 水稻＝430a</p> <p>〈経営面積〉 730a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・トラクター（20ps）</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻の早期栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

<p>茶（共同） ＋ 水稻 ＋ レタス</p>	<p>〈作付面積等〉 茶＝220a 水稻＝285a レタス＝150a  〈経営面積〉 505a</p>	<p>〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、小型 乗用摘採機 ・せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、 中耕機 ・防霜ファン ・トラクター及びアタ ッチメント一式 （50ps） ・マルチャー、動力噴 霧機 ・レタス支柱打ち込み 機 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 （400個/時）他 〈その他〉 ・水稻の早期栽培</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情 報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合 せの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>
<p>茶（共同） ＋ 水稻 ＋ エダマメ</p>	<p>〈作付面積等〉 茶＝220a 水稻＝285a エダマメ＝ 150a  〈経営面積〉 505a</p>	<p>〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、小型 乗用摘採機 ・せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、 中耕機 ・防霜ファン ・トラクター（20ps） ・マルチャー、動力噴 霧機</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情 報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合 せの確立</li> <li>・ほ場管理システ ムの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>
<p>茶（共同） ＋ 水稻 ＋ レタス ＋ エダマメ</p>	<p>〈作付面積等〉 茶＝220a 水稻＝285a レタス＝100a エダマメ＝ 100a  〈経営面積〉 505a</p>	<p>〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、小型 乗用摘採機 ・せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、 中耕機 ・防霜ファン ・トラクター及びアタ ッチメント一式 （50ps） ・マルチャー、動力噴 霧機 ・レタス支柱打ち込み 機 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 （400個/時）他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情 報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合 せの確立</li> <li>・ほ場管理システ ムの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>
	<p>〈作付面積等〉</p>	<p>〈資本装備〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> </ul>

<p>茶（共同） ＋ 水稲 ＋ ミカン</p>	<p>茶＝220a 水稲＝285a ミカン＝50a  〈経営面積〉 555a</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・小型他目的管理機他</li> <li>・薬剤用配管施設、貯蔵庫</li> <li>・トラクター（20ps）</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・運搬車、フォークリフト</li> <li>・家庭選果機</li> <li>〈その他〉</li> <li>・園内道整備</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
<p>茶（共同） ＋ 菌床シイタケ</p>	<p>〈作付面積等〉 玉露茶＝20a かぶせ茶＝100a 菌床シイタケ 25,000 玉</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・動力噴霧機、せん枝機</li> <li>・棚施設 20 a 被覆資材 100a 分</li> <li>・パイプハウス（330 m<sup>2</sup>）</li> <li>〈その他〉</li> <li>・玉露は適正管理ができる面積</li> <li>・かぶせ茶園の確保</li> <li>・数名による製茶機械共有</li> <li>・菌床発生量 3.5 パック／玉</li> <li>・菌床は地域生産者から購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せ確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘採雇用の確保</li> <li>・休日制の導入</li> </ul>
<p>茶（共同） ＋ 原木シイタケ</p>	<p>〈作付面積等〉 茶＝265a シイタケ＝7,000 本</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・動力噴霧機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス</li> <li>・電動クレーン他 〈その他〉</li> <li>・シイタケ 4.9 万パック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GAP の実践</li> </ul>	
茶（共同） ＋ ミカン	<p>〈作付面積等〉 茶 =265a ミカン=70a</p> <p>〈経営面積〉 335a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・動力噴霧機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・小型他目的管理機他</li> <li>・薬剤用配管施設・貯蔵庫</li> <li>・運搬車、フォークリフト</li> <li>・家庭選果機</li> <li>〈その他〉</li> <li>・園内道整備</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
茶（共同） ＋ タケノコ	<p>〈作付面積等〉 茶=350a タケノコ=50a</p> <p>〈経営面積〉 400a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・動力噴霧機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン</li> <li>・薬剤用貯水槽 モノレール</li> <li>・薬剤用調合槽 冷蔵庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
茶（共同） ＋ ミカン ＋ タケノコ	<p>〈作付面積等〉 茶=220a ミカン=50a タケノコ=50a</p> <p>〈経営面積〉 320a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式摘採機、小型乗用摘採機</li> <li>・動力噴霧機、せん枝機</li> <li>・薬剤用貯水槽 モノレール</li> <li>・薬剤用調合槽 冷蔵庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せ確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場での製造労力雇用者の確保</li> <li>・摘採は共同作業</li> <li>・休日制の導入</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤用配管施設、貯蔵庫</li> <li>・運搬車、フォークリフト</li> <li>・家庭選果機</li> <li>〈その他〉</li> <li>・茶は共同製茶工場参加</li> <li>・園内道整備</li> <li>・各作目の規模拡大が必要</li> </ul>		
ミカン	<p>〈作付面積等〉 ミカン=175a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤用貯水槽 モノレール</li> <li>・薬剤用調合槽 動力噴霧機</li> <li>・薬剤用配管施設、貯蔵庫</li> <li>・運搬車、フォークリフト</li> <li>・家庭選果機</li> <li>〈その他〉</li> <li>・園内道等生産基盤の整備</li> <li>・優良農地の確保に向けた組織化</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期を除く休日制の導入</li> </ul>
ミカン + タケノコ	<p>〈作付面積等〉 ミカン=140a タケノコ=50a</p> <p>〈経営面積〉 190a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤用貯水槽 モノレール</li> <li>・薬剤用調合槽 動力噴霧機</li> <li>・薬剤用配管施設、貯蔵庫</li> <li>・運搬車、フォークリフト</li> <li>・家庭選果機</li> <li>〈その他〉</li> <li>・園内道等生産基盤の整備</li> <li>・優良農地の確保に向けた組織化</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> </ul>		
<p>水稻 + 水稻作業 受託</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻=1,000a 作業受託= 700a  〈経営面積〉 1,700a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (24ps)</li> <li>・田植機 (4条)</li> <li>・コンバイン (3条)</li> <li>・乾燥機 (24石×2台)</li> <li>他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品種組合せによる摘作期分散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>
<p>水稻 + ミカン</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻=430a ミカン=230a  〈経営面積〉 660a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (24ps)</li> <li>・田植機 (4条)</li> <li>・コンバイン (3条)</li> <li>・乾燥機 (24石×2台)</li> <li>他</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・運搬車、フォークリフト</li> <li>・家庭選果機</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品種組合せによる作期分散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>
<p>水稻 + レタス</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻=285a レタス=260a  〈経営面積〉 285a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (24ps)</li> <li>・田植機 (4条)</li> <li>・コンバイン (3条)</li> <li>・乾燥機 (24石×2台)</li> <li>他</li> <li>・トラクター及びアタッチメント一式 (50ps)</li> <li>・肥料散布機</li> <li>・マルチャー、動力噴霧機</li> <li>・レタス支柱打ち込み機</li> <li>・レタス自動定植機</li> <li>・レタス自動包装機 (400個/時) 他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品種組合せによる作期分散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAPの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>

レタス + エダマメ	〈作付面積等〉 レタス=230a エダマメ= 150a  〈経営面積〉 230a	〈資本装備〉 ・肥料散布機 ・トラクター及びアタ ッチメント一式 (50ps) ・マルチャー、動力噴 霧機 ・レタス支柱打ち込み 機 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 (400個/時)他	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情 報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合 せの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
イチゴ	〈作付面積等〉 本圃 20a 育苗圃 7a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス (本 圃・育苗圃) ・高設栽培システム一 式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・日射比例給液装置 ・作業所、予冷庫他 ・炭酸ガス発生機 〈その他〉 ・高設栽培による収穫 期間の延長 ・雇用労働の有効活用 ・IPM技術の導入 ・UVB照射 ・交配用ハチの活用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情 報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
トマト	〈作付面積等〉 トマト=40a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス (4,000 m <sup>2</sup> ) ・養液栽培システム一 式 ・内部被覆装置、温風 暖房機 ・冷蔵庫 〈その他〉 ・養液栽培による長段 取り ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合 せの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心 にした雇用の確 保
菌床シイ タケ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・棚施設 20 a 被覆資 材 100a 分 ・パイプハウス (330 m <sup>2</sup> ) 〈その他〉 ・菌床発生量 3.5 パッ	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・年間雇用者の確 保 ・休日制の導入

		ク／玉 ・菌床は地域生産者から購入		
肉牛	〈作付面積等〉 肥育牛=120頭	〈資本装備〉 ・畜舎 1,500 m <sup>2</sup> ・自動給餌装置 ・堆肥舎 ・飼育庫 ・シャベルローダー ・ダンプカー他 〈その他〉 ・日増体重 0.88Kg 以上 (肉専用種) 0.99kg 以上 (交雑種)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼育管理システムの確立 ・GAP の実践	・休日制の導入 ・ヘルパー活用
バラ	〈作付面積等〉 バラ=30a	〈資本装備〉 ・硬質プラスチックハウス (3,000 m <sup>2</sup> ) ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・無人防除施設 ・冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年切り栽培 (9~6月)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保
キク	〈作付面積等〉 キク=135a (45a×平均作付3)  〈経営面積〉 45a	〈資本装備〉 ・硬質プラスチックハウス (4,500 m <sup>2</sup> ) ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・複合環境制御装置一式 ・定植機、選花機 ・冷蔵庫他 〈その他〉 ・育苗部門の分離 (全量発根苗購入) ・周年出荷体系	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP の実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保

(組織経営体)

営農類型	経営規模	経営内容	経営管理の方法	農業従事の態様等
------	------	------	---------	----------

<p>菌床 シイタケ</p>	<p>〈作付面積等〉 菌床シイタケ 120,000 玉 菌床販売 30,000 玉  主たる構成員 3 人</p>	<p>〈資本装備〉 ・作業室 培養室 発 生室 ・ミキサー コンベア ー ・袋詰機自動包装機 ・棚 殺菌釜 ・パイプハウス (1,320 m<sup>2</sup>) 〈その他〉 ・3名による農業法人 ・菌床製造からシイタ ケ栽培・販売までの 協業 ・菌床を地域に販売 ・シイタケはバラ出荷 ・雇用者の管理・指導 ・規模拡大に向けた用 地確保 ・シイタケの販路開拓 ・周年栽培技術の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・責任分担の明確 化</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間雇用者の確 保</li> <li>・休日制の導入</li> </ul>
<p>茶</p>	<p>〈作付面積等〉 茶=1,750a  主たる構成員 10 人</p>	<p>〈資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式 ・防霜ファン ・製茶工場 750 m<sup>2</sup> ・製茶機械 120K 1.5 ライン ・茶仕上加工施設、 冷蔵庫他 〈その他〉 ・独自の品種組合せに よるブランド化 ・加工、仕上方法の 改善による高品質茶 づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情 報活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・ほ場の管理シス テムも確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>
<p>イチゴ</p>	<p>〈作付面積等〉 本圃 20a 育苗圃 7a</p>	<p>〈資本装備〉 ・ビニールハウス (本圃・育苗圃) ・高設栽培システム 一式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・日射比例給液装置 ・作業所、予冷库他 ・炭酸ガス発生機 〈その他〉 ・高設栽培による収穫 期間の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情 報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇 用者の確保</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働の有効活用</li> <li>・IPM 技術の導入</li> <li>・UVB 照射</li> <li>・交配用ハチの活用</li> </ul>		
ネギ	〈作付面積等〉 青ネギ=200a or 白ネギ=125a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料散布機</li> <li>・トラクター</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・移植機</li> <li>・収穫機、皮むき機</li> <li>・ロータリー</li> <li>・管理機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病虫害情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
トマト	〈作付面積等〉 トマト=40a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス (4,000 m<sup>2</sup>)</li> <li>・養液栽培システム一式</li> <li>・内部被覆装置、温風暖房機</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>〈その他〉</li> <li>・養液栽培による長段取り</li> <li>・交配用ハチの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・市況情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫調整を中心にした雇用の確保</li> </ul>

### 第3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

#### 第1の4の(2)の目標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
レタス + 枝豆	〈作付面積等〉 レタス=120a 枝豆=100a  〈経営面積〉 120 a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター及びアタッチメント一式 (50ps)</li> <li>・トラック</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・レタス梱包機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・市況情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> <li>・GAP の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期を除く休日制の導入</li> </ul>

イチゴ	〈作付面積等〉 本圃 15a 育苗圃 5a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス（本圃・育苗圃） ・高設栽培システム一式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・日射比例給液装置 ・作業所、予冷库他 ・炭酸ガス発生機 〈その他〉 ・高設栽培による収穫期間の延長 ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入 ・UVB 照射 ・交配用ハチの活用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
トマト	〈作付面積等〉 トマト=22a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス (22a) ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 ・冷蔵庫 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用の確保
レタス + 枝豆 + トウモロコシ	〈作付面積等〉 レタス=110a 枝豆=100a トウモロコシ=35a  〈経営面積〉 135 a	〈資本装備〉 ・トラクター及びアタッチメント一式 (50ps) ・トラック ・動力噴霧機 ・レタス自動梱包機	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAP の実践	・農繁期の臨時雇用の確保 ・農繁期を除く休日制の導入

## 第4. 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 本市の特産品であるお茶、米、ミカンなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。
- (2) このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点、県立農林環境専門職大学及び同短期大学部、県農林事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- (3) また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規

就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

- (4) 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- (5) 加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。
- (6) 担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

## 2 市が主体的に行う取組

- (1) 本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) これらのサポートを一元的に行える職員を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
- (4) さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- (5) 本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- (1) 本市は、県、農業委員会、農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地・農業用施設及び機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
  - ① 農業委員会、県農業会議及び県農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
  - ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
  - ③ 農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、雇用や農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。
  - ④ 県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業を実施するとともに、研修生への助言指導、青年農業者組織の活動支援や交流促進の支援等を行う。

#### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本市は、藤枝市域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点へ情報提供する。
- (2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する面的集積についての目標  
地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業等の実施を推進し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高める。  
また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

#### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状  
本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業や野菜や花きなどの施設栽培が盛んであり、認定農業者・認定新規就農者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地が比較的分散傾向にあり農作業の効率化が図られず、高齢化等により耕作を放棄する圃場が徐々に出てきており、担い手への利用集積が追いつかず耕作放棄地の増加が懸念される。  
また、本市の山間部では、茶やミカンなどが生産されているが、急傾斜地で小規模に分散しているところが多く機械化が難しいことから、担い手への農地の利用集積は進まず規模拡大につながっていない。
- (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン  
今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が更に出てくるのが予想される。そのため、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整や区画整備等を行い、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び

団体が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指すビジネス経営体等の誘致活動の推進等を図る。

また、利用集積に適さない小規模農地等の活用を図るため、非農家に対する小規模農地の貸し付けが可能となる「ふじえだゼロから農業エントリー制度」等を活用し、多様な担い手の育成及び支援を行う。

## 第6. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は静岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を各地域の特性を踏まえて行うものとする。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進
- ⑤ 農用地利用改善事業に関する事項
- ⑥ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑦ 農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑨ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を設置する。

#### (2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)、ふじえだゼロから農業エントリー制度の認定者(ふじえだゼロから農業エントリー制度要綱第4条の規定による認定を受けたものをいう。)にあっては、(ア)及び(イ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものであること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項の農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の

設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため、農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようになるものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けるものが利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為

の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の作成時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定める旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部、その地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②又は③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう努めるものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係わる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農地法第6条の2の規定により、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者がふじえだゼロから農業エントリー制度の認定者である場合には、その者が使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑧ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）

の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告したときは、その公告に係わる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係わる土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(改正前の農地法施行規則第60条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市は③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消があった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、静岡県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農地中間管理事業の実施を促進する事項

- (1) 本市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。
- (2) 本市、農業委員会及び農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### 4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の積極的な導入により、ほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

### 5 農用地利用改善事業に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進  
本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準  
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容  
農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
  - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
    - イ 農用地利用改善事業の実施区域
    - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
    - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
    - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
    - カ その他必要な事項
  - ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
  - ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及

び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号-1の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①エに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用

及び収益をする者がある場合には、その者) に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、静岡県農業振興公社、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、藤枝市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 6 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ③ 効率的な農作業の受託を行う生産組織又は大規模農家の育成
- ④ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ⑤ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑥ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分的な農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- ⑦ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からの適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通

じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあつせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 7 農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事項

本市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業協同組合の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力活用システムを整備する。

## 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくために、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点（公益社団法人静岡県農業振興公社）や農業協同組合等と連携しながら、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

#### イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

#### イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成拠点、技術や経営ノウハウの習得については静岡県立農林環境専門職大学等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業協同組合や認定農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 7 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、水田フル活用推進事業の推進及び藤枝市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みにより、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。
- ② 本市は、地域用水機能増進事業、土地改良事業、農免農道整備事業、中山間地域総合整備事業等により、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での生産基盤及び農村の環境を総合的に整備していくものとする。
- ③ 本市は、藤枝市地域農業振興協議会が行う事業の推進を図り、自主的できめの細かい農業の振興と個性豊かな地域づくりを助長する。
- ④ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、県農業経営・就農支援センターその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 5 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、藤枝市地域農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第 7. その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は、平成 7 年 4 月 2 4 日から施行する。
2. この基本構想は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
3. この基本構想は、平成 1 8 年 6 月 2 日から施行する。
4. この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 4 日から施行する。
5. この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 2 9 日から施行する。
6. この基本構想は、令和 4 年 3 月 1 7 日から施行する。
7. この基本構想は、令和 5 年 9 月 2 0 日から施行する。

別紙1 (第6の2(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の2(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと思われれば、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 前項の規定に関わらず、ふじえだゼロから農業エントリー制度の認定者にあつては、存続期間は3年を限度とする。</p> <p>3. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>4. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12 経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はそのときにおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>